

美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）

逐条解説

総務部防災安全課

目次

第1条	目的	2
第2条	定義	2
第3条	基本原則	3
第4条	設置運用基準	4
第5条	届出義務者等の責務	5
第6条	設置者等の責務	6
第7条	画像データの適正な取扱い	7
第8条	目的外利用及び外部提供の制限	8
第9条	画像データの開示	10
第10条	報告	10
第11条	指導及び勧告	11
第12条	公表	11
第13条	苦情への対応	11
第14条	市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い	12
第15条	委任	12

目的

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、市民等が安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

2 説明

防犯カメラについては、設置が犯罪の予防につながることや犯罪の解決に役立つことなど、その効果は一般に認められており、金融機関、商業施設など様々な施設に設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人の権利利益が侵害されていると感じる人もおり、その設置や運用については、撮影される人へ十分に配慮する必要があります。

このようなことを背景として、美濃加茂市では、その有用性を認識しつつ、公共の場所に向けて設置した防犯カメラの設置及び運用に当たって設置者等の責務を明らかにして、市民等の権利利益の保護を図り、安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的として、美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定するものです。

定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、鉄道の駅の自由通路、公の施設及び市の庁舎等の事務所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置であつて、録画装置を備えるものをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像で、記録媒体に記録されたもののうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 説明

第1号の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、鉄道の駅の自由通路、公の施設、市の庁舎等の事務所をいいます。マンション等の共同住宅内部、店舗・工場敷地を撮影している場合については、この条例対象なりません。

第2号の「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置で、録画装置を備えるものをいいます。

第3号の「市民等」とは、美濃加茂市に居住、滞在、または美濃加茂市を通過する者をいいます。

第4号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と照合することにより、当該個人を識別できるものとして、例えば、自動車のナンバープレートといった個人を特定し得るものも含まれます。

基本原則

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

1 趣旨

本条は、防犯カメラを設置及び運用する上での基本原則について規定したものです。

2 説明

「市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有すること」は重要な権利のひとつであることから、公共の場所に向けての防犯カメラの設置及び運用については、特に慎重に取扱わなければならないことを規定しています。

市内には、防犯対策として、様々な防犯カメラがあります。公共の場所に向けて防犯カメラを設置する者は、この基本原則を基に運用する必要があります。

「適切な措置」とは、条例の対象となる防犯カメラについては、その設置及び運用に関し第4条以下に規定する責務を遵守することをいいます。

設置運用基準

(設置運用基準)

第4条 防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、設置の目的その他の規則で定める事項を定めた防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めなければならない。

(1) 市

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。）

(3) 自治会その他の地域的な協同活動を行う団体

(4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体

(5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 前項第2号から第6号に掲げるものは、防犯カメラを設置するときは、規則で定めるところにより（、設置運用基準を添えて）、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更するときも、同様とする。

1 趣旨

本条は、防犯カメラを設置しようとするもののうち特定のものについて設置運用基準の策定や市への届出などの責務を規定したものです。

2 説明

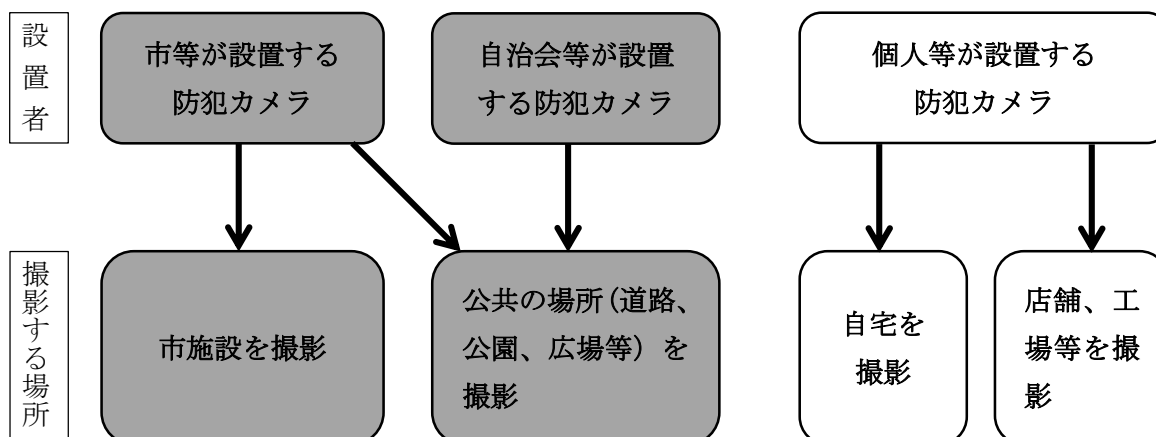
本条では、設置運用基準の策定や市への届出などの責務を課す対象者を、市（市は、届出の対象から除いています。）、指定管理者、自治会、商店会、鉄道事業者等としています。

また、規則では設置運用基準に定めるべき事項やその手続を規定します。

第2号の「準ずる団体」とは、商店会のうち商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を付与された団体以外の団体を想定しています。

第6号の「規則で定めるもの」とは、自主防犯活動団体等を想定しています。

○本条例に該当する防犯カメラについて（※網掛け部分が該当）



届出義務者等の責務

（届出義務者等の責務）

第5条 前条第1項各号に掲げるもの（以下「届出義務者」という。）は、防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数をこの条例の目的に照らして必要最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
- (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (4) 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する防犯カメラの運用に関する責務を受託者に遵守させること。

2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの（以下「設置者」という。）は、撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨その他の規則で定める事項を表示しなければならない。

3 設置者（市を除く。第10条、第11条第1項及び13条第2項において同じ。）は、防犯カメラを廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

1 趣旨

本条は、届出義務者等について遵守すべき責務を規定したものです。

2 説明

第1項について

第1号と第2号の防犯カメラ設置台数や撮影範囲については、設置目的を達成するため必要最小限の範囲にとどめ、必要以上に拡大しないようにします。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするため、十分な配慮が必要であることから、カメラの設置台数、撮影範囲などに制限を設けるものです。

例えば、撮影範囲の不要な重複を避け、必要以上に広範囲の撮影を行わないようにすることが考えられます。

設置者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければなりません。第3号では、設置者は、防犯カメラの管理及び運用に係る責任者（「管理責任者」といいます。）を設置することとしました。管理責任者とは、設置者の組織における警備責任者など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、防犯カメラの管理及び運用を行う者をいいます。

第4号では、設置者が防犯カメラの管理及び運用について、第三者に委託して行わせる場合には、受諾者に対してもこの条例の規定を遵守させることを定めています。

第2項について

防犯カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設置者は撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を分かりやすく表示するものとします。

「規則で定める事項」とは、防犯カメラ設置者の名称を想定しています。

第3項について

防犯カメラを廃止するときの手続きについて規定しています。

なお、市及び指定管理者が設置する防犯カメラについては、廃止の手続きの対象から除いています。また、第10条、第11条第1項及び第13条第2項についても対象から除いています。

設置者等の責務

(設置者等の責務)

第6条 設置者、管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「設置者等」という。）

は、設置運用基準を遵守し、防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

2 設置者等は、防犯カメラで撮影した画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

1 趣旨

本条は、防犯カメラの運用について、設置者等の責務を規定したものです。

2 説明

設置者だけでなく防犯カメラの運用に関わる者全てが適正な運用を図り、設置運用基準を遵守する必要があります。

第2項には防犯カメラで撮影した画像データには多数の市民等の情報が含まれており、当該画像データから知り得た市民等の情報の漏えいがあるてはならないことから、情報の漏えいや不当な目的での使用を禁じています。

画像データの適正な取扱い

(画像データの適正な取扱い)

第7条 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像データを保存する場合には、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存すること。
- (2) 画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データを保管するときは、盗難、散逸等を防止するために、施錠することができる保管庫を使用する等必要な措置を講ずること。
- (4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破碎その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

1 趣旨

本条は、画像データの適切な取り扱い方法について規定したものです。

2 説明

画像データには多くの個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重を期すべきです。また、媒体の小型化や記録容量の増大、画像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、画像データの持ち出しや複製が容易な状況になっていることから、画像データ及び記録媒体については、個々の状況に応じて、厳重な取扱いをしなければならないことが規定されています。

また、規則では保存期間を規定しています。

目的外利用及び外部提供の制限

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 設置者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）又は第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 設置者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

(3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 設置者は、前項の規定により外部提供をするときは、画像データの提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

1 趣旨

本条は、画像データの目的外利用及び外部提供の取扱いについての制限を規定したものです。

2 説明

第1項・第2項について

設置者は、原則として、画像データについて目的の範囲を超えた利用（「目的外利用」といいます。）や第三者に提供（「外部提供」といいます。）をしてはいけません。

ただし、以下の3つの場合に限り、例外的に目的外利用又は外部提供ができることとします。

(1) 本人の同意がある場合

この場合は、目的外利用又は外部提供するときについて、本人の同意を得ているときをいいます。

(2) 法令に基づく場合

この場合は、法律、政令、省令により、目的外利用ができることの定めがある場合をいいます。例えば、裁判官が発付する令状に基づく場合又は裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、弁護士法第23条の2第2項による照会、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査に関する照会に基づく場合が想定

されます。

(3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

この場合は、災害、消防、救助活動など緊急事態が発生し、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められる場合をいいます。例えば、行方不明者(警察に届出があった者をいいます。)の安否確認や災害発生時の被害状況の情報提供を行う場合が考えられます。

第3項について

本項は、外部提供をするときは、設置者が外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることとしたものです。「その他必要な制限」とは、画像データの取扱者の限定、利用後の廃棄・返却方法、第三者への再提供の制限等をいいます。

参照条文

○民事訴訟法

(文書提出命令等)

第233条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

○弁護士法

(報告の請求)

第23条の2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる

○刑事訴訟法

第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

画像データの開示

(画像データの開示)

第9条 設置者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。

1 趣旨

本条は、本人からの自己データ開示について規定したものです。

2 説明

設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データ開示請求があった場合は、本人以外の者の権利利益を侵害しない範囲で、開示に配慮しなければなりません。

また、「必要と認められる範囲内で合理的な方法により」とは、開示請求の対象となる画像データに本人以外の者が写っている場合にはマスキングなどの処理を行うこと等が考えられます。

報告

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、その管理する防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができる。

1 趣旨

本条は、設置者からの報告について規定したものです。

2 説明

市長は、必要に応じて（例えば、この条例趣旨に反して不必要と思われる防犯カメラの設置や公共場所に向けられて設置されていない情報がよせられた場合などをいいます。）設置者に対し、防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができます。

指導及び勧告・公表

(指導及び勧告)

第11条 市長は、第5条から第9条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わないものに対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条第2項の規定による勧告を受けたものに意見を述べる機会を与えなければならない。

1 趣旨

第11条及び12条は、違反行為に関する市の対応について規定しています。指導、勧告及び公表の制度を設けることにより、適切な設置及び運用を図るものです。

2 説明

市長は、違反行為が確認できた場合には、違反行為を是正し、適切な設置及び運用を行うよう指導することが出来ます。また、この指導に従わない場合は、勧告を行い、さらに従わない場合には、その事実を市民等に情報提供するため、市役所掲示場、市報、市ホームページ等で公表することが出来ることを規定しています。なお、公表する場合には、事前に意見陳述の機会を設けることとしています、

このことにより、違反行為に適切に対処し、市民等の権利利益の保護を図ります。

また、規則では、公表をする項目、手続等について規定します。

苦情への対応

(苦情への対応)

第13条 設置者は、当該防犯カメラの設置又は運用について市民等から苦情があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 市民等は、前項の規定による設置者の苦情への対応に不服があるときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な対応をしなければならない。

1 趣旨

本条は、市民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情の対応について規定しています。

2 説明

市民等からの苦情については、まず設置者が必要な措置を講ずることとしています。また、市長は、市民等の権利利益の保護を図るため、設置者の苦情の対応に対し不服がある場合は、市民等は、市に対しても苦情の申出ができることとしています。その場合、市長は、事実の確認に努め、当該苦情の趣旨に理由があると認めるときは、速やかに適切な対応をしなければならないこととしています。

市等が設置した防犯カメラの画像データ取扱い

(市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

第14条 市及び指定管理者においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、画像データの取扱いについては、美濃加茂市個人情報保護条例(平成11年美濃加茂市条例第21号)の定めるところによる。

1 趣旨

本条は、市及び指定管理者が設置した防犯カメラの画像データ取扱いについて規定しています。

2 説明

市や指定管理者が設置した防犯カメラの画像データについては、市の所有する個人情報として美濃加茂市個人情報保護条例が適用されることにより適正な取扱いを行うこととなります。

委任

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

1 趣旨

本条は、本条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合には、別に定めることを規定したものです。